

第
4502
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 6月11日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

二重地番の解消に伴う登録免許税

Q：二重地番を解消するための登記にかかる登録免許税の取扱いが変わったとか。どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

我が国の地番は、一定の地域において、田、畑、宅地、塩田及び鉱泉地に付されている地番（耕地番）と池沼、山林及び原野に付されている地番（山地番）という二種類の地番が存在し、同一の地番区域内に所在する異なる土地について同一の地番が重複して定められている、いわゆる二重地番の状況が多数存在しています。

このような二重地番の状況を放置しておくことは、不動産に関する権利の保全を図ることができず、取引の安全と円滑を阻害する原因となること等から、登記官が職権によって当該地番の変更の登記を行うこととしています。そして、この二重地番の解消を目的とした不動産登記における地番の変更に伴い、商業・法人登記簿の登記事項に変更が生じた場合には、関係法令の定めに従って、商業・法人登記における登記事項の変更の登記の申請をしなければならないこととされています。

このたび、この二重地番の解消を目的とした地番の変更に伴う商業・法人登記における登記にかかる登録免許税の取扱いが、国税庁から明らかにされ、登録免許税は課さないこととされました。

